

## 障がい者控除対象者認定書・ おむつに係る費用の医療費控除証明書の交付

各証明書の交付を希望する方は、高齢福祉課にご相談ください。交付には1週間ほどかかりますので、手続きはお早めをお願いします。

### 障がい者控除対象者認定書

下記の対象者は、申請により障がい者に準ずる者として認定をされた方には「障がい者控除対象者認定書」が交付され、確定申告時に障がい者控除を受けることができます。

#### ■対象者 次のすべてに該当する方

- 要介護(要支援)認定者で、65歳以上の方
- 認知症または身体の障がいにより日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難が見られ、介護を必要とする方
- 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳・戦傷病者手帳・原爆症認定書を所持していない方

### おむつに係る費用の医療費控除証明書

下記の対象者は、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代わる「おむつに係る費用の医療費控除証明書」の交付を無料で受けることができます。

#### ■対象者 次のすべてに該当する方

- 確定申告でおむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方
- 要介護(要支援)認定を受けている方
- 寝たきり状態等にある方
- 治療上おむつの使用が必要である方

#### 共通事項

- 申し込み・問い合わせ先  
高齢福祉課 ☎(32)8904

## 償却資産の申告を忘れずに

毎年1月1日現在、償却資産\*を所有している方は、法令に基づき、資産の名称、取得時期、価格などを市に申告しなければなりません。申告には電子申告eLTAXも利用できます。

※事業を営む会社や個人が所有している土地、家屋以外の構築物、機械、器具、備品など。

### ■償却資産の例

| 資産種類     | 内容   |
|----------|--|
| 構築物      | 舗装、門、塀、看板、フェンスなど                                   |
| 機械・装置    | 印刷機械、太陽光発電設備、建設機械などの機械装置                           |
| 船舶       | 釣り舟、ボート、貨物船、漁船など                                   |
| 航空機      | 飛行機、ヘリコプター、グライダーなど                                 |
| 車両・運搬具   | 運搬車、大型特殊自動車、パワーショベルなど<br>※自動車税や軽自動車税(種別割)の課税対象は除く。 |
| 工具・器具・備品 | エアコン、パソコン、冷蔵庫、什器備品など                               |

### 太陽光パネルについて

10kw以上の太陽光発電設備は、個人で設置した場合でも償却資産の対象になります。

※建材型ソーラーパネルで、屋根材として家屋の評価に含まれたものは除きます。

### ■注意事項

- 正当な理由なく申告しない場合や、虚偽の申告をした場合は、過料などの罰則が科せられることもありますので、必ず申告してください。
- 資産に増減がない場合も申告が必要です。

■申告期限 1月31日(水)

■問い合わせ先 税務課 ☎(32)8892

## 医療費のお知らせの発送

ご自分の支払った医療費の確認や、所得税等の医療費控除の申告手続き時の明細書に使用できます。11・12月診療分の医療費や、医療費控除の対象となるもので記載がないものは領収書が必要です。

### ■送付時期

#### 国民健康保険

- 1月～10月診療分  
2月上旬以降

#### 後期高齢者医療制度

- 8月～11月診療分  
2月上旬以降

※前年12月～本年7月診療分は、7月と11月に送付しています。

※再発行はお問い合わせください。

### ■問い合わせ先

市民課保険年金グループ  
☎(32)8895

